

候、

一私とも國許より乗り参り候舟損し、其上積荷物悪敷相成候に付、通事サンコ相頼、いかやうになりとも宜取計吳候様申候へは、右のニンボウにつき置き置候船并鹽鯉こんぶ右同所にて拂、其以後代銀のよしにて銀一包并錢十銅見せ申、右賣候わけ委細の儀は相知かたく、當地においてとくと承知仕候、其節たばこは悪敷候に付、積戻候やうサンコ申候、

一右文官方に罷在候内、往來切手見せ候得共、相分り不申候體にて相返し、尤文官方に罷在候内、番人晝夜五人つゝ、代り／＼付置、番人の外一切他のもの參候體無御座候、右逗留中四月頃、文官方にて、蚊屋布子類別紙の通吳候、此外鼻紙遣切候節は、サンコ世話仕候て、折々相興へ申候、尤たばこ入の類は番人より貰ひ申候、
一ニンボウ出帆前暇乞可致候間、文官方へ參候やうサンコ申候に付、部屋より参り申候、其節たばこ、鶏、あひる、菓子など出候得とも相斷、菓子、たばこ計給申候、總て右逗留中所々よりぶた、鶏、羊など

色々取揃相送り、その外不見馴器物類くれ候へとも、達て相斷受用不仕候、尤私共漂流のやうす一通サンコへ咄し申候計にて、外にサンコを以委細のやうす吟味仕候儀無御座候、尤餘人は一向辭通し不申候得とも、サンコ申儀は少々つゝ、相知れ申候、一文官方において、太守様より銀子被下候旨、サンコ申聞、御當地着の節、黄綸子に文字無御座候袋へ右銀子を入、銘々へ船頭相渡申候、
一去十二月七日、右ニンボウ湊にて唐船出帆の節、私とも御當地へ相送候由サンコ申聞、十三人とも乗組せ、右同日その所出帆仕、當月十日御當津に着舟仕候、尤私とも儀、若怪我等仕候てはいか、ご心遣ひに候哉、船箇の内へ入置、大小便の節計り、漸舟箇外へ差出候體故、海上の儀一向相知不申候、
一私とも國許出帆の節より、一切武具類少しも積乗せ不申候、唐國において都て宗門勤めに會候儀決て無御座候、傳兵衛計脇指一腰所持仕候得とも、漂流の節、立願のため海中へ打込申候、傳兵衛金二分所持仕候處、則持戻り申候、此外日本金銀所持不

仕候ゆゑ、在唐中は常用の品は格別、爲賣買猥成買物一切不仕候、持戻り候品別帳の通、此度御改を請外隱物毛頭不仕候、
右之條々、少も相違不申上候、以上、
寶曆四年甲戌正月十六日

傳兵衛	喜兵衛
嘉平治	次太郎
庄之助	正吉
三之助	六助
彌三太	八助
傳次郎	五兵衛
源之助	

御奉行所
被仰渡候御書付之寫

覺

一積荷物唐國において賣拂候代銀、且また殘候荷物、在所において荷主とも方彼是爭候儀も可有之候哉、不申及候へとも、右體の儀無之様可被取計候、
一十三人の者とも在所參着仕候は、其段を爰元

に届可被申候、
戊五月七日

一先達て唐國に令漂着候御領内仙臺の者十一人、南部のもの二人、此度差返し候條、無構相應の渡世可被申付候、尤御領分より外不致住居候様可被申付候、
一右之者に唐國において被與候唐銀唐錢は取上げ、代り物何も文銀を以爲取候事、
一右漂着のもの死失候は、可被相届候事、
一漂着のものとも、在所より積出候殘荷物舟具衣類小道具等、其外唐國において相與候衣類木綿切小間物等の儀は其儘爲取候事、
右之趣、江戸表に相伺、依御下知申渡候、以上、
戊五月七日

一奥州仙臺氣仙沼

船頭 傳 兵衛 衛 衛

以下名前口書の所に出たれば略す、
其方共儀吟味相濟、江戸表に伺之、各國許に相返候條、向後無構相應の渡世可致候、勿論領分の外他領に住居の儀致聞敷候事、

一其方共の唐國において被與候、元寶銀四百六十
匆取上之、右爲代文銀九百二十匆爲取候事、但右元
寶銀入候袋は銘々爲取之候、

一唐錢九十八貫二百九十八文、但船積残り荷物の
内腐候て難貯品、唐國において拂吳候代りの錢口
〇〇〇、右爲代り文銀一貫二百六十八匆四厘二毛
八才爲取之候事、

一元絲銀六百目

右之船拂唐銀之爲代り、文銀九百匆爲取候事、

一在所積出候殘荷物、并船具衣類其外手廻小道具、
唐國において相與候衣類木綿切細物等の類は、不
殘爲取候事、

一其方とも積荷物、唐國において賣拂候代銀、是又
殘の荷物、於在所荷主とも萬一彼是申儀も難計候
付、右體の儀無之様に、役人中へ取計ひ可然旨相達
置候條、可存其趣候之事、

五月七日

一漂流人爲受取御屋敷より御役人中、按ずるに、松平陸奥守家來なり、
三月廿九日江戸表出立、五月五日五半時頃長崎に
着、松平丹後守様御屋敷に參着、御留守居世話を以

大黒町に申に罷在候事、

一五月七日、漂流人十三人、長崎御奉行菅沼下野守
様より被相渡、其節の漂流人衣類も被相渡候事、右
兩様の受取は、大越十左衛門受取、手形同十日に相
出候事、

一五月廿二日朝五半時過、長崎發足、七月五日に江
戸表に着仕候事、

船頭水主に被下之品、覺

一巾着たばこ入十三 衣類を繕は 一金ぼたんたんのよし十一

一小刀出刃のこ一本 一筆ちくよしのやう二本

一扇子扇通付十八本 一唐錢和錢交り有之三十錢

一皇賞と有之袋十一袋黃綸子にて、皇賞と有之二

字金にて書、るりに懸け、通行にては下座にて通し
候よし、

一笠蘆の葉にて一つ 一香玉 輪珠數にて

香美な一連 一やしほ水香五つ 一髪そり 和

櫛な一刃 一ごうらん 緒繕れつ 一つ 一させる

三本 一醉菩提と有之書物一冊但書本佛事と

相見え候、) 一頭巾一つ 一墨跡 唐紙又は日九枚

一唐繪同断、五枚 一唐箸二十一膳 一紗綾單

物一 一とひ文拾 一黒帯一筋 一木綿

單物日本の木綿より一つ 〆二十二口、外に、一蚊屋

一帳 以上迷復記、

寶曆四年正月十日、一番寧波出馬政元、信謙吉船よ
り、奥州仙臺の者十三人送來、

一此者共、去々申十二月五日、二十端帆船十三人乘
組、下總の銚子に赴し處、同八日逆風烈しく大雪降
り續き、前後不相見、沖の方に吹流され、荷物三千
五百石勿捨、帆柱を切り、桁を柱に用ひ、數十日

大洋に漂ひ、三月廿四日浙江省定海縣舟山の内花
山と云所に流寄る、即刻役人來り、船中相改陸地に
揚げ、番人を附置、食事等被相與、六月十八日迄此
所に滞留す、同十九日右の人數一船に乗せ、翌廿日

寧波に着船す、則去々年南部者按ずるに、寶曆元年福建
到せし漂世話致せし信公與宅に差置、日本に數度渡
海したる王友三と云者通辯の爲付置、糧米薪水衣

類等被相與、懇に介抱有之、此旨帝都に奏聞有之、
數月の後、本國に可送遣の勅許有之よしにて、船頭
傳兵衛に皇賞銀百目、水主十二人に三十目宛、黃綸
子の袋に入下し賜る、仍て寧波府鄞縣より咨文一

通相渡遣す、委細江府に言上有之處、御下知有之、

菅沼氏より回咨一通被相渡、且又荷主信公與に米

七十俵、馬政元に三十俵、信謙吉に二十俵、王友三

に二十俵被相與、本船三月十三日出帆す、同五月五

日、松平陸奥守方より使者大越十左衛門上下三十

三人當表に被差越、右十三人の者請取之、但此内二

人南部領の者、右の使者一所に請取連歸、長崎志、

安永三甲午年、四番游撲庵船、五番蔭培の楊耀祥船

より、薩摩中將家臣池山喜三左衛門、中原仲左衛

門、下人諸左衛門、彦右衛門、彌吉、沖船頭長兵衛、

水手九人、琉球にて展人の水手登世村島森都合十

七人送り來る漂着の次第、

一去る卯年、琉球國の沖永良部島へ在番として相

渡り、去已六月代り役のもの薩州より來るに付、是

と交代して十端帆船に上下十九人乗組、六月廿四

日永良部島出帆致す處、七月廿三日於洋中、大風雨

にて暗夜の如くなり、方角難辨、無是非檣を伐捨る

て大なる島を見懸、走りしかは、潮の色赤く濁り、

潮行早く大波立、日暮に及ふ故、島陰に碇を卸し繫

りし處、同廿八日までも風波強く、山々の氣色を見れば、唐國にても可有哉、若唐國なれば、琉球人薩州に通路の事忌嫌ふよし聞居しに因て、乗組のうち琉球人二人月代を剃せ、日本人の姿に替、登世村を村右衛門、島森を島右衛門と名付置、然る處翌廿九日終には碇二房吹切て、風下岸に近付こと其間纒二三間、殆んど破船に及んとせし故、衣類錢等を攜へ、總人數端船に乘移り、岸に登んとせし時、唐人と見ゆるもの十人計り、熊手を以て端船を挽寄、網を投懸るに皆取付て登りければ、端船は既に破却せり、此時人を吹倒す程に風烈しく雨降りければ、唐人案内して半里程行内に黄昏に及び、二更の頃漸く人家ある所に着、此處浙江省寧波府定海縣の内舟山の濱付にて、大漁廠と云所のよし、此後知府縣官等追々吟味を経て、食物、鹽、魚、菜、薪等日撫育に預て滞留す、二月廿四日に至り、船二艘に乗込、此處出帆し、同廿七日乍浦に着、日本商謝永泰か宅に逗留し、此所にて年を越る内、追々兩人病死いたし、残る十七人、當二月十日唐船二艘に乗組、乍浦出帆、游撲庵船は同廿四日長崎湊入津、蔣

培之船は洋中にて乗後れ、天草郡富岡沖に漂着し、其所より挽船を以て、三月九日長崎湊入津す、依之江府に被及言上、御下知有之、五月十六日薩州開府郡山權藏御役所へ被召、右漂士の輩引渡之歸國せしめらる、六月十五日舊例之通、在唐荷主へ米七十俵、兩船主へ三十俵宛、介抱唐人劉則木、費雲嘉へ二十俵宛、爲御褒美賜之、長崎志續編、薩州の藩中池山喜三左衛門、中原仲右衛門、按ずる時志には、仲左、琉球國の沖永良部島へ在番として罷在、歸國の砌、安永二巳年の六月廿四日、下人水主共十九人にて出帆せしか、難風に逢て漂着し、八月廿九日浙江省内大漁廠と云所へ漂着し、文字を以其意を通し、此所の役人荷物をあらため、兵器并銘銘の刀脇指をも預るべきよしを申といへども、帶刀は隨身の品にて、少しも手放しかたきよし斷ければ、此國朝廷法令の文字を書見せて、是非々々渡すべき旨いふに付、無據腰を明けて渡しける、同年九月廿一日大漁廠を出帆し、挽船廿艘にて所々船繋して、同廿三日定海縣の湊へ入津、則上陸なしけるか、十一月廿七日通事劉則木といふもの参りた

り、是は先年日本へ度々來り、詞も聞知りたるゆゑ、是より相互に用事も辨したり、乘來る船にては、大洋歸帆はなにかたきゆるゑ、便船にて送り返すへき間、船は賣拂ひぬるやうにさいふに付、其意に任せれば、右船の代銀四十貫文差越ける、十二月廿四日の夜定海縣出帆、同廿七日平湖縣乍浦の湊へ着船し、日本通商の間屋謝永泰か方に止宿せり、翌午年二月十日乍浦出帆、唐船にて送られ歸りける、逗留中仲右衛門、下人權右衛門、水生源四郎死去に付、其段述べれば棺に入、唐人四人にて持行、山へ葬りれども、弔のやうすはなかりしなり、一産業の事、諸職人其外織物等異なるやうす見うけず、醫者は乍浦にて呼寄せし時、脈を見症を書藥法量目等書付て歸り、其法書を藥店へ遣し、調合いたさせ用るなり、漁師日本の漁師にさしてかわる事なし、祝儀事正月元日餅を煮砂糖をかけて出し、日本雜煮の心に見え、秘飾はなく、官民共に紅き唐紙を角に切、大文字に福壽康寧の文字を一字づつ、書、角邊にして門々に張、座敷體の所には上座の壁の前に大卓を置、福祿壽三星の畫像を掛け相祝ひ、年

禮も相互に往來するなり、其外祝ひ事見不申よし、寺院の體の所間をあれども、佛事は營む様子も見かけず、尤みたりに外へ出ざるゆゑ、委細の事はしらすして歸朝せしとぞ、一池山喜三左衛門、元は醫師なりしか、中年より士となりて、進んで琉球奉行の目付役となり、漂流して異國上陸の時、喜三左衛門、仲右衛門は熨斗目麻上下、侍は羽織袴、下々ははつび、股引を着し、鎗挾箱弓鐵砲行列を正して出ければ、唐人ども大きに驚き、又珍敷事にも思へるにや、見物群集せり、船中積置し錢百貫文計り、歸國の時南京より日本錢百貫文出して渡しぬ、不時の用意に、日本錢迄も多量貯置にて、彼國當時の富饒推量すへし、當今を乾隆帝と云、櫻町院と同年同月即位なりしよし、此方凡五十年、自身に公事を聽、少しも怠りはなし、仁德厚く、三年の貢を免して、一粒も取事なし、又其後三年の間貢の半を免し給ふ、夫故國富榮えたり、是迄は天下を二度巡行して、民の愁苦風俗を問給ふ、供廻りは日本の大名の通行程の人数なり、殊に孔子の子孫を尊敬有て、客分の應對にして、参内の

時は、天子と對座すと云へり、近頃周公の子孫も取
立ありと開けり、蘇州の川口は大坂の三雙倍程の
所なりとこそ、落穂雜談一言集○按ずるに、此他數條をの
せられたるも、源民の口書に盡したれば唯す、

通航一覽卷之二百二十五終

通航一覽第五終

山田安榮
伊藤千可良校
岩橋小彌太

大正二年五月二十日印刷
大正二年五月廿五日發行

(通航一覽第五奧附)

非賣品

編輯者兼

早川純三郎

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

國書刊行會代表者

印刷者

高宗啓藏

東京市芝區櫻田和泉町七番地



印刷所

國書刊行會第二工場

東京市芝區櫻田和泉町七番地

發行所

國書刊行會

東京市京橋區新榮町五丁目三番地

終